第九十七条及び第九十八条	第九十五条第一項	
第九十七条第一項及び第九十八条第二号	トまで	ニまで及びト
第九十九条各号	第九十五条第一項各号	第百三十三条第二項各号
第百二条	第九十三条から第九十六条まで	第百三十二条第一項並びに第百三十三条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する第九十六条

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）

第二十二条　第十七条の規定は、法第百三十四条第二項において準用する法第百十六条第二項第二号（法第百三十四条第二項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪について準用する。

（特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え）

第二十三条　法第百三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項第二号（第百十七条第四項において準用する場合を含む。）	前条各号	第百三十四条第一項各号
	同条第一号	同項第一号
	へまで	ハまで
	同条第二号	同項第二号
	からニまでに掲げる事項の別、同条第三号に掲げる業務に係る同号イからルまで	及びロ
	同条第四号	同項第三号
第百二十条第二号	第三十九条	第百二十四条

（カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置に関する技術的読替え）

第二十四条　法第百三十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二十三条	第百十四条、	第百三十四条第一項の規定、同条第二項において準用する
	、第百十八条及び前二条	及び第百十八条の規定並びに第百三十五条

第四章　認可施設土地権利者

（法第百三十六条第二項の政令で定める取引又は行為）

第二十五条　法第百三十六条第二項の政令で定める取引又は行為は、次に掲げる場合における施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為とする。

一　遺産の分割又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停によって施設土地に関する権利が移転され、又は設定される場合

二　相続人に対する特定遺贈により施設土地に関する権利が取得される場合

（認可の欠格事由に係る罪）

第二十六条　第八条第一項の規定は法第百三十八条第二項において準用する法第六十条第二項第一号ロの政令で定める罪について、第八条第二項の規定は法第百三十八条第二項において準用する法第六十条第二項第二号ロの政令で定める罪について、それぞれ準用する。

第五章　カジノ関連機器等製造業等

第一節　カジノ関連機器等製造業等の許可等

（許可等の欠格事由に係る罪）

第二十七条　法第百四十五条第二項第一号ハ（法第百四十六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第一項第一号から第十九号までに掲げる罪とする。

2　法第百四十五条第二項第二号イ(2)（法第百四十六条第四項及び第百四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十一号までに掲げる罪（刑法第百七十四条、第百七十五条及び第百八十二条の罪を除く。）とする。

（カジノ関連機器等製造業等の許可等に関する技術的読替え）

第二十八条　法第百四十九条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	第一項各号	第百四十五条第一項各号
第四十二条第一項	、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその	及び第百四十三条第一項に規定するカジノ関連機器等製造業等の
	免許状	許可書
第四十二条第一項及び第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第六項並びに第五十一条	第四十一条第一項（第五号及び第七号から第十号までを除く。）及び第四十五条第二項及び第四十七条第二項（第五号を除く。）	第百四十五条
第四十八条第六項	第一項	第百四十七条第一項
	前項	同条第三項
第四十九条第一号	第四十三条第二項の更新又は	第百四十六条第二項の更新又は第百四十七条第一項の承認若しくは第百四十九条において準用する
	、第四十七条第一項若しくは前条第一項	若しくは第四十七条第一項
第四十九条第二号	第四十一条第一項各号	第百四十五条第一項各号
第四十九条第三号	第四十一条第二項各号	第百四十五条第二項各号
第五十一条第一項第二号	第二百四条第三項	第二百八条第二項
第五十二条第二項	第四十一条第一項第十一号	第百四十五条第一項第六号